

西神楽所有者不明土地対策プロジェクト：特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽

実施区分	活動内容 (時期)	活動の概要、結果	活動によって得られた成果・知見	実施における課題	次年度以降の取組の 方向性・スケジュール
合意形成	地域住民の意向調査・意見交換 11～12月	・地域住民との検討会の開催は行われていない（コロナの関係で集会が企画できない） ・近年移住してきた者 53 件を対象に西神楽のポテンシャルを探すことを目的にアンケート調査を行った。内容は「移住理由」と「地域に望むこと等について聞いた。（手配りで渡し、郵送で回答をもらった）	・専門家会議のメンバーである北方建築総合研究所の協力でアンケートを行うことができた。回答数 31 軒（回答率 58%） ・地域に望むこととして公園を増やしてほしいという意見が多かった。	・住民とのワークショップなどの開催で地域の合意形成を図ることが必須の条件と考えているが、今年度内に実施することが難しい。 ・アンケートの結果は参考になる事項と考えている。	・コロナによる外出規制が解除されたら早急に住民によるワークショップ等を開催したい。
所有者探索	空き地調査 7月下旬～ 9月中旬	・地域住民の協力で西神楽の市街部（中央・聖和・千代ヶ岡地区）の目視調査を実施した。 ・住民の聞き取りや売地看板等を確認して空き地の所有者確認作業を実施した。 ・旭川市の協力により、市の資産税課の土地データ閲覧により地番の確認作業を実施した。	・中央地区約 150 か所の空き地の地番が判明。 ・千代ヶ岡地区は 7 か所の地番が判明。聖和地区は該当なし。 ・所有者がわからない土地が 75 か所になった	・地域の事情に詳しい方に（高齢者が多い）調査依頼をしたが、目視による調査が基本となるため時間がかかった。	・2月下旬までに「地域福利増進事業」の内容を取りまとめ、諸手付きの準備に入るが事業期間を超える場合も出てくる可能性もある。
	登記簿調査 9月下旬～ 10月下旬	・インターネット（登記情報サービス）で所有者登記情報を調査した。 ・調査資格を持つ「0円都市開発」に作業を委託した。 ・調査対象者の一覧表の作成と発送準備（アンケートの作成など）を実施した。	・75 か所について登記情報を調査したところ、2 か所は地番が存在しないという結果だったため、調査対象から除外した。	・インターネットでの登記情報サービスの利用手続きに時間がかかる（約 1 ヶ月）ことが判明したため委託することとした。	
	所有者宛て文書の送付・集約 11月下旬～ 12月中旬	・所有者名簿に基づき、今後の土地活用に関するアンケート及び返信用封筒を同封して 73 か所に発送した。 ・所在地不明で返送されてきたものは、22 件であった。（51 件は所有者がいたことになる） ・アンケートは 15 件の回答があった。 ・所有者からの問い合わせは 3 件あった。（調査の趣旨の確認、所有者の事情など）	・アンケートが宛所に「尋ね当らず」ということで返送されてきた 22 件が所有者不明土地の探索対象と考えた。 ・アンケートの回答率は 29%となった。（無償でも処分したいが 2 件、有償で貸したいが 2 件、自分で処分するが 7 件、当面は処分を考えていないが 4 件）	・所有権が分割されている土地もあり、それぞれに文書を送付したが、一方しか回答がなかったところもあった。 ・所有者が判明しなかった土地については、土地の管理状況を踏まえて、旭川市に探索の情報を提供し、隠棲しなければならぬ。	
	所有者不明土地の確定（探索対象の絞り込み） 12月～ 1月中旬	・返送されてきた土地の図面への落とし込みを行った。 ・全体の所有者不明土地の分布状況を見て、西神楽中央地区 21 か所を選定した。 ・さらに、子育て世代が多い西神楽北 1 条 1・2 丁目区域の 8 か所を検討対象とした。 ・事務局で旭川市とも協議・検討した結果、北 2 条 1 丁目の 2 か所を今回の探索対象とすることとした。（旭川市・専門家にも了解を得た）	・22 件の内訳は、中央地区 20 か所、千代ヶ岡地区 2 か所だった。 ・8 か所のうち、目視・写真などで、管理されている土地、畑などで利用されている土地を除いた。	・探索のための情報提供を旭川市に依頼するために、「土地所有者等関連情報提供請求書」の提出が必要だが、地域福利増進事業としての位置づけが求められる（利用目的、箇所選定の理由、住民の合意形成、活用方法、資金計画、管理体制、必要な許認可等）ため、時間を要する状況にある。	
補償金算定					
事業計画作成	行政機関との事業内容の検討	旭川市との打ち合わせは地域振興課を窓口に行った。 ・地域福利増進事業の仕組みについて検討することになった ・土木部用地課を入れての地域福利増進事業に関する内容の検討 ・土地利用する場合の保証金算定資料データを基に検討することにした。 ・探索対象地の絞り込みを協議した	・事業の経過を踏まえて担当箇所との調整は地域振興課が行う。 ・所有者不明土地の活用について検討した内容は、北海道の特性として冬の雪捨て場とか公園を考えたが、アンケートで公園の設置を望む声が多かったため、当面はその方向で進めることを確認した。 ・ただ、住民合意の手続きをすることが前提となった。	・地域福利増進事業の扱いについては、旭川市も検討を始めたばかりなので時間を要する状況で、住民の合意形成を大切にすべきとの見解である。（集会やワークショップを企画すべきだが現時点では難しい。アンケート結果は反映できる）	2月に5回目の会議を予定
	専門家等との検討会の実施	専門家会議は 5 回実施した。（6月、8月、11月、12月、2月）事業の進捗状況を説明し、意見・アドバイスをいただいた。	・近年移住者アンケートの回答内容の解析を行った結果、「公園」の要望が多いことも確認できた。	・地域住民の意向が十分に反映できていないという懸念が出されたが、今後の課題としている。	

実施区分	時期	裁定申請までに必要な事項
裁定申請	令和 3 年度に実施予定	事業計画の作成/土地の所有者探索/保証金の算定/土地に関する各種調査

(1) 取組の背景と目的

① 取組の背景・経緯

1) 地域における取組の背景

○西神楽地区の特徴

- ・旭川市の南端に位置する人口約 3,000 人の純農村地帯である
- ・美瑛・富良野という観光地と隣接している田園空間が良い地域である
- ・開拓の歴史の中で培われた地域コミュニティが強い地域である
- ・地域内に旭川空港があり、旭川市中心部まで車・バス・JR で 15 分程度という交通利便性の良さがある

○地域の課題（少子高齢化と地域の衰退）

- ・高齢化率が 50% になり、人口減による過疎化が進行している
- ・病院やスーパーなどの生活利便施設がほぼ皆無となっている
- ・高齢者の「車社会からの離脱」が進行し、生活環境の改善が求められている
- ・地域では空き家・空き地が拡大し、住民から環境改善が求められている
- ・土地の利用ニーズが低迷している

○空き地の状況

- ・西神楽地域では、市街部の中央地区で空き地が 157 件あるが、市場に出ているのが 55 件、所有者が判明しているのが 33 件、調査が困難なため判明していないのが 69 件ある。（今年度はさらに増える見込み）
- ・その中には、所有者不明土地が相当数あるものと想定されている
- ・空き地の管理状況は悪く、放置されている状況である
- ・本事業において、自治体などと連携して探索を行うことを考えている

2) これまでの取組の経緯等

○空き地対策の取組（国土交通省一平成 26 年度～30 年度）を実施した

- ・地域住民と協働で空き家の実態調査、住民の暮らしに関する意識調査を行うとともに、空き家の所有者に対する流通促進のアプローチを実施した
- ・地域独自の住宅・土地の評価システムを作り上げ、流通促進のための「仕組みの開発」を行った

○令和元年度（平成 31 年度）空き地対策の推進に向けた先進事例構築モデル事業を実施した。

- ・地域住民と協働で空き地の実態調査を行った（中央地区に止どまった）

- ・空き地の活用について住民とワークショップを開催し意見集約した
- ・所有者の調査と意向確認は一部しか実施できなかった
- ・空き地情報の公開システムを検討し試行した
- ・空き地処分の相談窓口を設置し、住民・市民からの要望などへの対応をした
- ・地域（田舎）の特性として不動産の資産価値が低いことを踏まえ、「0円都市開発」と連携して、新たな流通システムを検討した

② 取組の目的

○所有者不明土地等の所有者の探索、有効利用促進に関する取組

- ・行政機関と連携して所有者の探索
- ・所有者不明の等の空き地の確定
- ・地域福利増進事業の検討（地域住民と協働）
- ・情報公開の取組
- ・起業等の相談体制の実施

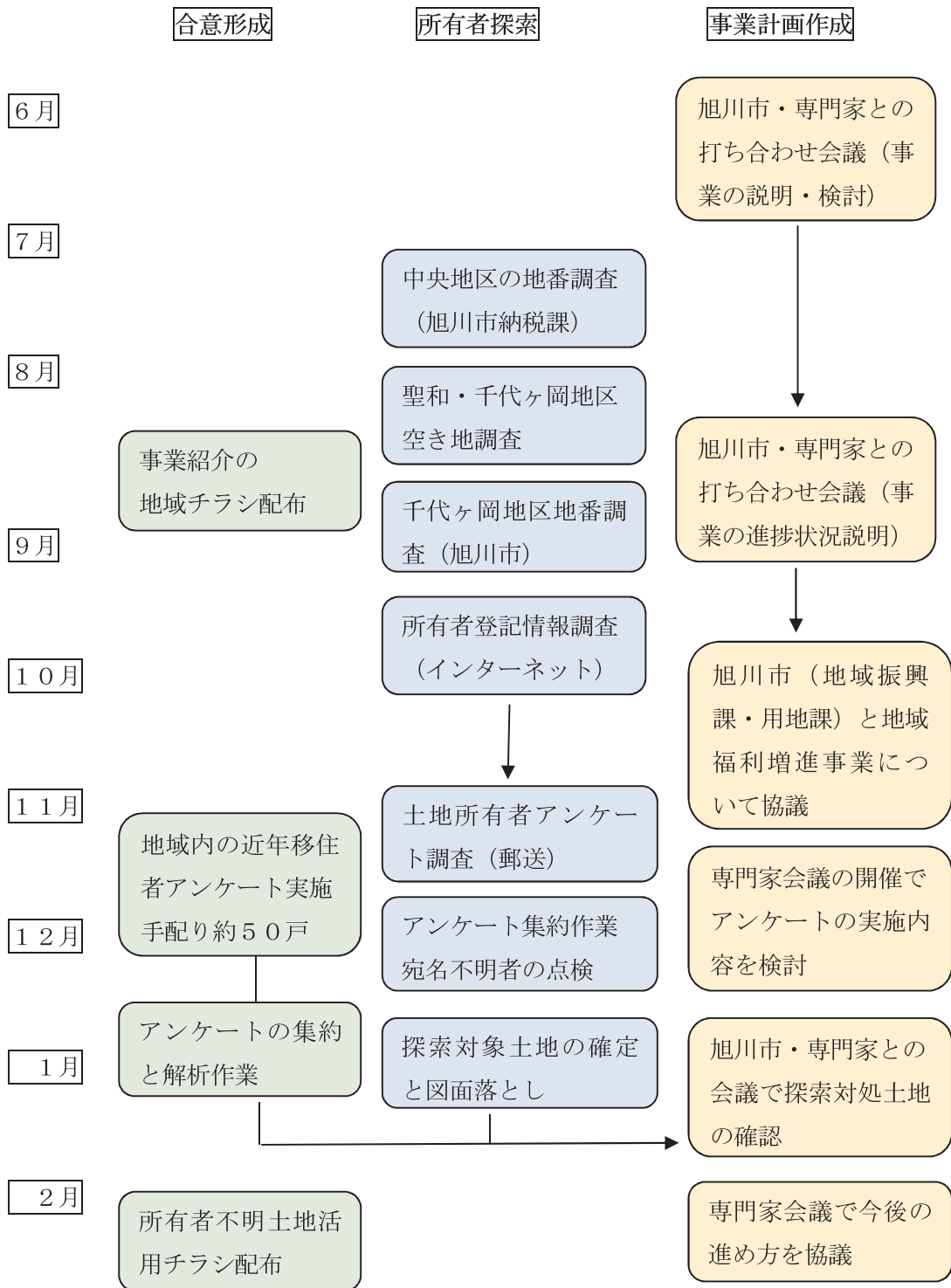
○管理不全の所有者不明土地等の適正管理の促進に関する取組

- ・自治体や専門家及び地域住民との仕組みの検討

○これまでの取り組み経過を踏まえて、所有者不明土地等の活用を想定している。

- ・広場などの整備・適正管理の検討
- ・地域の雪捨て場などの活用の検討
- ・防災委空き地としての整備・適正管理の検討
- ・地域で飲食店などの起業を考えている場合の事業検討

(2) 取組の流れ（フローとスケジュール）

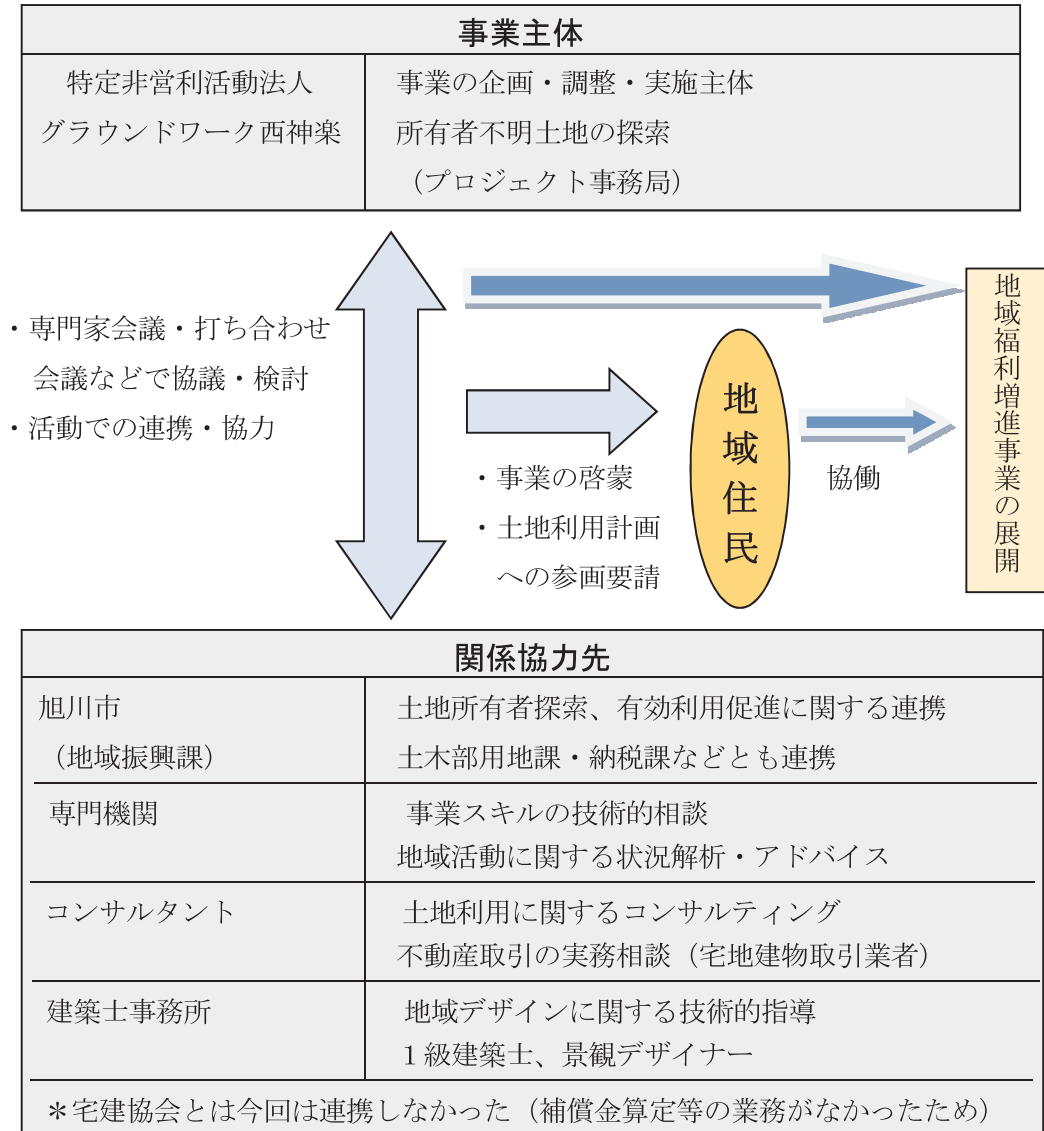


* 補償金算定・確定申請は次年度に向けての取組となった。

図表 1 取組の流れ（イメージ）

(3) 取組の体制

西神楽所有者不明土地対策プロジェクト



図表 2 取組の体制

(4) 取組の対象とする所有者不明土地の概要

■ 所在：旭川市西神楽北2条1丁目（1筆）

周辺の状況として、このエリア（北2条1・2丁目）は、西神楽中央地区に位置し、旧市街部からはJR駅をはさんだ「裏手」になるが、昭和後半から新たな住宅街として開発された地域だったが、空き地・空き家が目立ち始めている。

しかし、近年再び子育て世代を中心に新築・移住が増えており、地域住民と共に新たな空き地の活用を考えることが可能な地域である。

■ 所有者不明土地の状況

土地の地目・面積： 宅地、323.95㎡

登記簿の所有者： 個人

昭和57年2月に登記（以降所有者の移転なし）

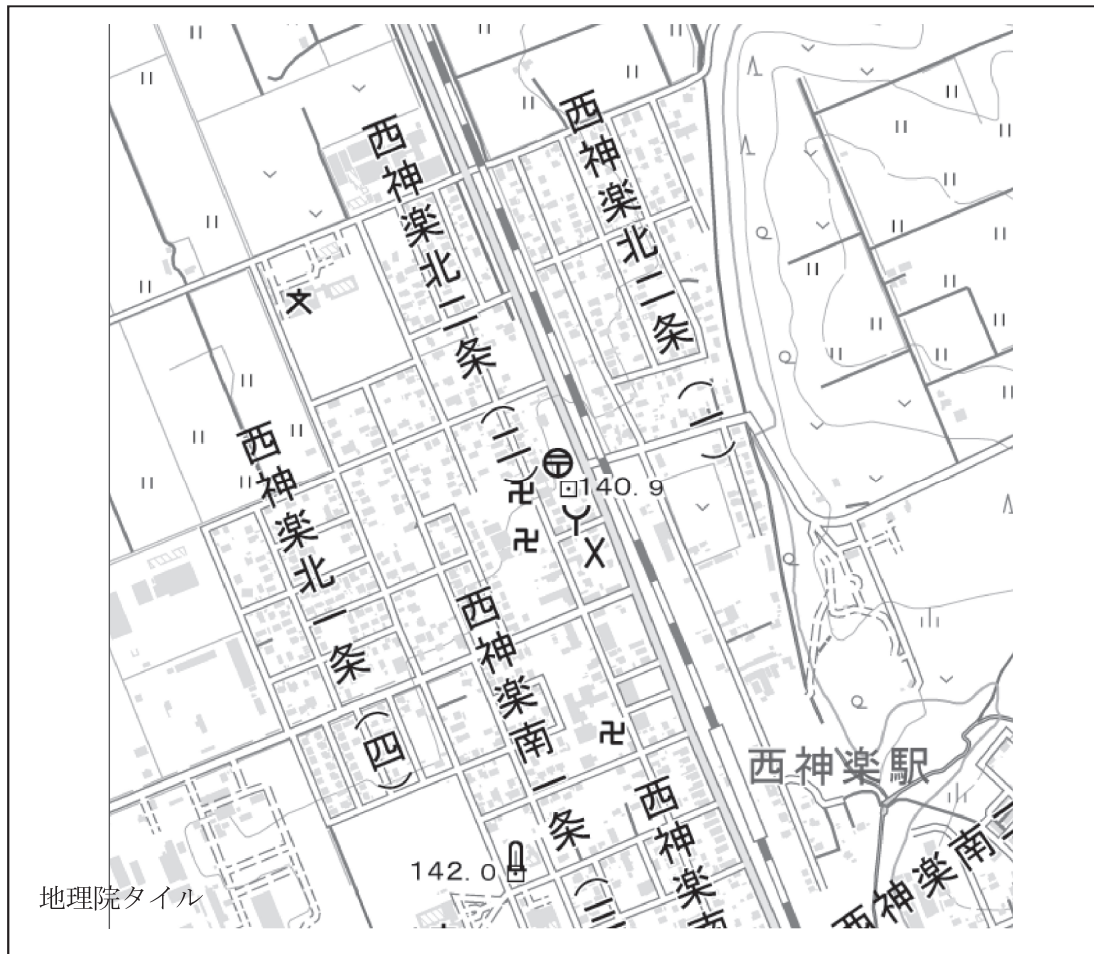
土地の状況： 荒れ地に状況で放置されている（管理している状況に無い）

JR線を背面に市道に面しているため、利活用には便利

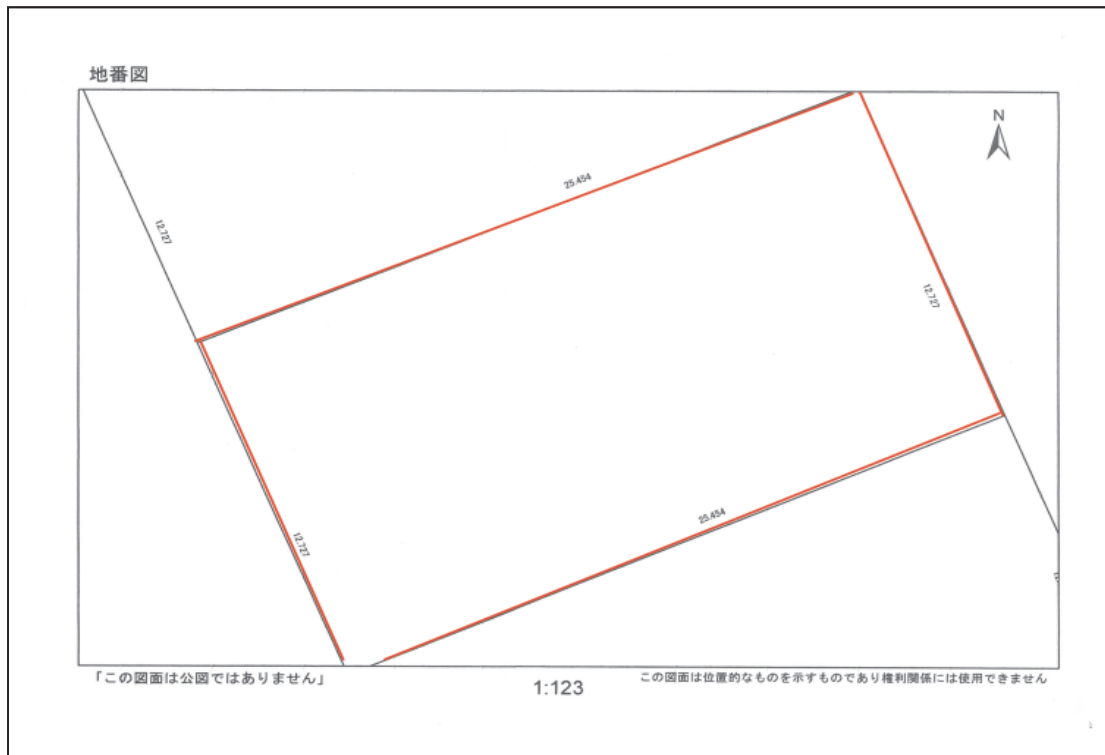


図表 3 土地の現況写真

- 背面がJR敷地であり、土地の広さも利活用し易い。
市道に面しているが、住宅街なので交通量はさほど多くない。



図表 4 土地の位置図



図表 5 登記所備付地図

(5) 取組（活動）の内容

① 地域での合意形成

1) 活動の概要と結果

○令和2年8月

(株) アスタリスクに依頼して、西神楽地域の全戸に「事業紹介」のチラシを作成し配布した。(1,500部作製・配布)

住民からの問い合わせはなかった。

空き地の調査をはじめます

西神楽には、管理されていない「空き地」が多くあります。

私たちの「空き地対策」は地域の皆さんと一緒に『魅力あるまちづくり』を進めることです！

調査活動を始めますので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

国土交通省の「令和2年度 所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」事業を進めることになりました。


これまでできなかった所有者がわからない土地を地域のための事業「地域福利増進事業」に利用できることになりました。


地域福利増進事業とは


所有者不明土地を利用して地域住民などの福祉や利便の増進のための施設を整備することができる制度です。


★主な対象施設として考えられるのはつぎのような施設です。


- ・公園、緑地、広場、運動場
- ・防災などのスペース
- ・購買施設、教養文化施設・・・などです











事業主体：特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽
住所：旭川市西神楽2線16号278の3
電話：0166-75-5305

図表 6 チラシの内容 1

○令和2年11月～令和3年1月

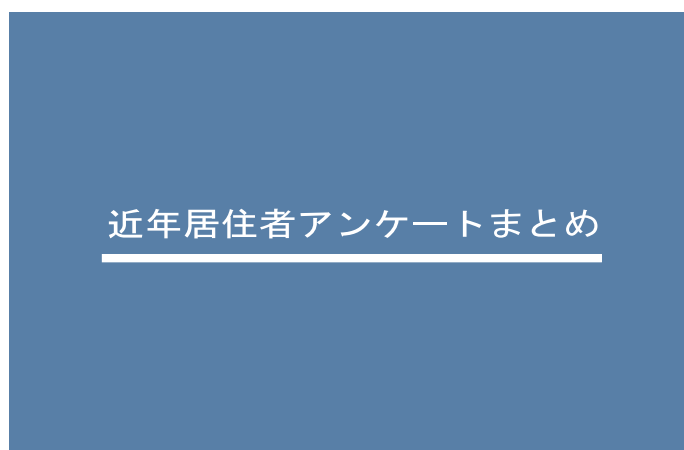
令和2年4月時点で人口が増えたことから、近年（10年以内）転入者を対象に、「西神楽のポテンシャルー移住の理由と地域の望むこと等」を探すことを目的にアンケート調査と内容の解析を行った（調査票の作成と解析は北方建築総合研究所、配布と集約は事務局）ー配布枚数は手配りで53件、回答は郵送で28件。

解析内容で特徴的なものは下記のとおり

- ・転入者の前住所は、旭川市内が4割、旭川以外が6割だった
- ・世帯構成は「子育て世代」が5割になっている
- ・西神楽を選んだ理由は、気に入った土地が購入できた、景観がいい、職場が近い質の高い暮らしがしたかったの順で回答している（土地の安さがある）
- ・住まい情報の入手先は、旭川市内不動産屋、WEBの不動産情報の順になっている
- ・転入後の印象については、自然環境や景観・地域コミュニティ、子育て環境など全ての項目について70～80%は印象通りだったと回答している

ただし、子育て環境や通院や買い物の利便性については、印象が悪くなったが10%いる

- ・転入して特によかったことは、土地が安い・地域コミュニケーションがいい・旭川中心部が近い・景観がいい等が回答されている
- ・転入して困ったことは、子供が遊ぶ場所が少ない・商店がなく不便などであった



図表7 アンケートまとめ（表紙）

○令和3年2月

令和2年度事業を終えるにあたり、住民への取り組み経過と意見を求めるチラシを（株）アスタリスクに作製と配布を依頼して、地域内に全戸配布した（1,500部）。

空き地を地域へ

地域の皆様と一緒に『魅力あるまちづくり』をすすめます!

地域の魅力は 自然環境の良さ、交通の利便の良さ、地価の安さ、そして住民コミュニティの良さ等です。






地域の課題は 少子高齢化が進み、医療・商業施設の減少、空き地の拡大等です。



そこで 所有者不明土地を活用するために「地域福利増進事業」を地域で進めることを検討しています。

西神楽には、所有者不明土地が22か所もありました。

行政と連携して所有者の探索を進めています。

「空き地活用」についての皆様のご意見をお寄せください

(地域でワークショップを予定していましたが、コロナの影響で開催を見合わせています)

連絡先：特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽
 住所：旭川市西神楽2線16号278の3
 電話：0166-75-5305
 FAX: 0166-75-5306
 メール: info@gwnkagura.org

国土交通省「令和2年度所有者不明土地対策の推進に向けた先進事例構築モデル調査」事業
 事業主体：特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽

図表 8 チラシの内容 2

○地域住民を対象に開催予定だった「ワークショップ」はコロナの影響で見合わせた。

2) 活動によって得られた成果・知見

専門家会議のメンバーである北方建築総合研究所の協力で、「近年居住者アンケート」を行うことができた。(アンケートの作成及び回答内容の解析)

近年居住者のリストは、地域事情に詳しい住民から事務局が聞き取りを行って作成し、手配りで配布して(一部面談)郵送で回答を得た。

回答数31件(期限内に届いたもの28件—解析対象、期限後の届いたもの3件)

*西神楽地区のポテンシャルとして、土地の安さ・景観や環境の良さ・交通の利便性
地域コミュニティの良さ等が挙げられている。一方では、地域内の公園の少なさや
商店の少なさが言われており、地域活性化のための一工夫が必要と感じられる。

今回の所有者不明土地の活用の方向性はこの2点にあると思われる。

3) 実施における課題

住民とのワークショップなどの開催で地域の合意形成を図ることが必須の条件と考
えているが、今年度内に実施することが難しかった。

近年居住者アンケートの結果は参考になる事項と考えている。

次年度以降でも、コロナによる外出規制が解除されたら早急に住民によるワークシ
ョップ等を開催したい。

② 所有者探索

1) 活動の概要と結果

○令和2年7月（中央地区地番調査）

西神楽中央地区は、令和元年度の「空き地調査データ（151件）」を基に、地域住
民の聞き取りによる所有者が判明したもの及び不動産業者の立て看板などが設置され
ているもの、目視による土地利用が判明しているもの（畑や駐車場）を除き、68件
の土地について、旭川市の協力で資産税課の地番図を閲覧し、当方で作成した図面と照合
しながら地番を確定した。

○令和2年8月（聖和・千代ヶ岡地区空き地調査・地番調査）

西神楽聖和・千代ヶ岡地区の空き地調査を、地域事情に詳しい地元住民に依頼して、
目視による現地調査を行った。

調査の結果、聖和地区は農家の所有する土地（宅地と農地が混在）が多く集落には空
き地が存在しないことが判明したため探索対象から除外した。

千代ヶ岡地区には市街部に所有者のわからない7か所の空き地があったため対象と
した。

○令和2年9月（千代ヶ岡地区地番調査）

千代ヶ岡地区の土地について、旭川市資産税課の地番図を閲覧して地番を確定した。

○令和2年9月（インターネットで所有者情報調査）

地番が確定した所有者不明土地75件について、コンサルタントに委託し、インターネット（登記情報サービス）で所有者情報の調査を行った。

そのうち2件は、事務処理の不都合から地番が該当しないという回答があったため、調査対象を73件とした。

○令和2年11月（所有者アンケートの実施）

探索対象者（土地）を確定するために、アンケート調査の形式で判明した所有者の住所に連絡を取ることとした。

宛先不明ということで返送された場合が「探索対象土地」と考えた。

所有者リストに基づき、アンケート用紙と返信用封筒を同封して73か所に送付した。（12月10日を回答期限とした）

○令和2年12月（アンケートの集約作業）

回答のあったアンケートの集約と、所在不明で返送されたものを集約した。

返送されてきたものは、22件あり地域の地図に該当箇所を落とし込んだ。

中央地区20か所、千代ヶ岡地区2か所だった。

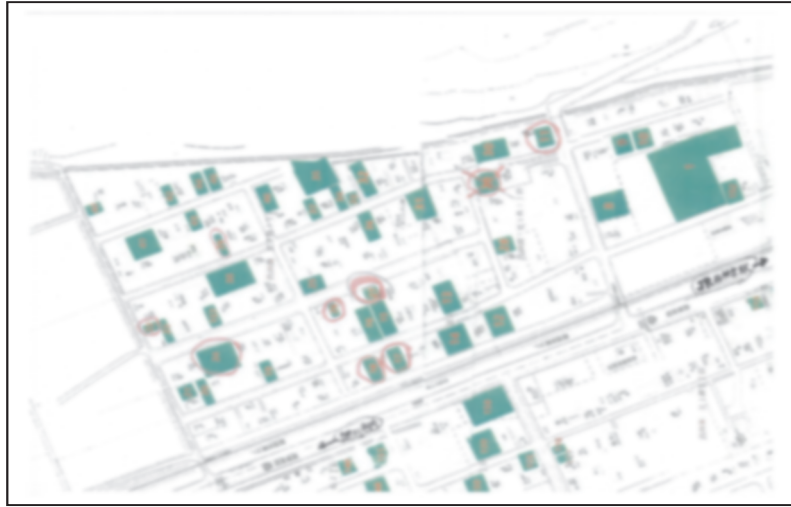
アンケートの回答数は15件、電話による問い合わせは（調査趣旨の確認・空き地所有の事情など）3件あった。

○令和3年1月～2月（探索対象の絞り込み）

22か所の探索対象土地の図面を基に、旭川市・専門家との意見交換を行いながら、地域で有効活用（地域福利増進事業）するための対象土地を絞り込むこととした。

近年居住者アンケート調査などで出された意見を基に、公園の設置を望む声が多いことから、子育て世代の居住者が多くエリア内に公園が少ない（1か所のみ）中央地区の西神楽北1・2条1丁目に探索対象を絞り込んだ。

西神楽北1・2条1丁目エリア図面



図表 9 対象地域の住宅地図

○令和3年2月（探索対象土地の確定）

8か所あった対象土地を、旭川市や専門家との協議を経て、1か所に絞りこんだ。

旭川市西神楽北2条1丁目

土地の地目・面積： 宅地、323.95㎡

登記簿の所有者： 個人

2) 活動によって得られた成果・知見

○空き地調査に関して

・地域事情に詳しい方（高齢者が多い）に調査依頼をしたが、目視による調査が基本となるため、車での移動を行わず徒歩による調査のため時間がかかった

しかし、土地勘と近所住民からの情報収集は的確だった

・都市集中の流れの中で、地域の少子高齢化が拍車をかける形で、空き家・空き地の拡大が進み、地域の大きな課題となっていたが、調査の途中で西神楽の人口が増えていることに気づき、静かな住環境が良いアーバンフリンジ（都市周辺）への新しい流れを感じ取ることができた

○登記簿調査について

・地番調査に関して、旭川市の資産税課の地番図面を無料閲覧することができた

・登記簿情報が法務局までいかななくてもインターネットで取得することが分かり、短時間で活用することができた

○所有者確定のアンケート調査について

- ・アンケートを送付した73件のうち、あて先不明（探索対象）が22件あったが、回答をしてくれた方が15件（29%）あり、空き地処分に関する所有者の意向を捕まえることができた
- ・所有者不明土地の活用と共に、所有者が処分（無償も含めて）を考えている空き地の対策も地域で進めていく必要がある

○所有者不明土地の探索対象の確定について

- ・西神楽地域全体で約1,500戸、中央地区を中心とした市街部（集落も含め）で約800戸あるが、今回の空き地（宅地）が約160件ある状況を掌握できた
- 流通に出されている物件は約38%にとどまっているが、それでも売買された物件は少数で「売れない」状況が長年続いており、地価の下落につながっているものと思われる、放置される空き地が増えてきた理由と推測される
- しかし、一方で近年移住者が増えてきており、新たな土地利用の動きが見られることから、移住者を含めた地域住民が暮らしやすい環境づくりに「空き地（所有者不明土地）」を活用していくことが求められていると考えている
- ・今回の調査で判明した「所有者不明土地」の探索対象を絞り込むために、「利用方法が住民ニーズに沿っているか?」「対象土地が利用可能な条件を備えているか?」等を検討して、「地域公園（広場）」として探索対象を絞り込んだ

3) 実施における課題

- ・事務局で実施予定だったインターネットでの登記情報サービスの利用手続きに時間がかかる（約1ヶ月）ことが判明したため、資格を持っていたコンサルタントに委託することになった
- ・探索のための情報提供を旭川市に依頼するために「土地所有者等関連情報提供請求書」の提出が必要だが、地域福利増進事業としての位置づけが求められる（利用目的、箇所選定の理由、住民の合意形成、活用方法、資金計画、管理体制、必要な許認可等）ため、住民の合意形成が難しい中、時間を要する状況にある

③ 補償金算定

1) 活動の概要と結果

補償金算定の取組は実施していない。

ただ、旭川市との打ち合わせの際に、「地域福利増進事業」でどのくらいの金額がかかるのかを訊ねたが、現時点ではわからないとの回答だった。

参考資料として、後日「地域福利増進事業」ガイドライン（素案）を渡された。

2) 活動によって得られた成果・知見

補償金算定の取組は実施していなため、記載事項はない。

3) 実施における課題

補償金算定の取組は実施していなため、記載事項はない。

④ 事業計画作成

1) 活動の概要と結果

○令和2年6月

- ・第1回の専門家会議（文書会議）を開催し、事業参画の依頼と事業内容の説明を行った
- ・旭川市（地域振興課）と打ち合わせを行い、地域福利増進事業の仕組みについて検討を始めることとした
- ・空き地の地番調査の協力要請をした

○令和2年8月

- ・第2回専門家会議を開催し、所有者不明土地の調査対象データ及び取組み日程を説明した（調査結果を基に検討を進めることとした）
- ・旭川市（地域振興課）と打ち合わせを行い、事業窓口の調整を依頼した
旭川市は土木部に状況は説明しており、地域福利増進事業の対応も検討しているという回答があった

○令和2年10月

- ・旭川市の地域振興課及び土木部用地課と打ち合わせを行った
- ・取組の経過を説明したのち、今後の取組（地域福利増進事業）について話あった
- ・旭川市からは、「地域福利増進事業」の目的を最初に作り上げるべきではないかという話が出て、「公園」を考えている旨を説明した際「地域共同の雪捨て場等は北海道的な特徴があるので検討してはどうか」という提案もあった
- ・所有者不明土地の探索については「事業の具体的な裏付けがないと個人情報を出せない」という話が出た

○令和2年11月

- ・第3回専門家会議が開催され、コロナの中で地域住民の意見を直接聞くことは難し

いが、西神楽の人口が今年4月に一時的にせよ増えたことに着目した近年転居者アンケートの内容について検討した

○令和2年12月

- ・第4回専門家会議（リモート）を開催し、所有者不明土地の探索対象の絞り込みと利用計画で「公園」を主体に検討していくことで確認した
- ・旭川市地域振興課と打ち合わせを年末に行い、所有者不明土地の図面を基に探索対象地について検討し。

○令和3年2月

- ・第5回専門家会議（リモート）を開催し、事業の取りまとめ状況の説明を行うと共に、継続して地域で取組みを進めていくことを確認した（独自事業の可能性も確認）

2) 活動によって得られた成果・知見

○旭川市との打ち合わせ・協議について

- ・事業の経過を踏まえて、担当箇所（用地課、納税課等）との調整は地域振興課が担うことになった
- ・所有者不明土地の活用について検討した内容は、北海道の特性として冬の雪捨て場も検討したが、アンケートで公園の設置を望む声が多かったため、当面はその方向で進めることを確認し。
ただ、住民合意の手続きをすることが前提となった。
- ・地域福利増進事業は用地課が担当窓口となった（旭川市に国土交通省北海道開発局から「地域福利増進事業」を地域と連携して進めているのかという問い合わせがあり、西神楽地区でグラウンドワーク西神楽と連携していることを報告した）

○専門家会議について

- ・専門家委員のN氏が取得した情報を本事業の参考に提供いただけることになった（国交省の「空き家対策担い手強化・連携モデル事業」を受託しており、司法書士や土地家屋調査士等の専門家が参画している。その事業の中で、所有権が複雑な事例が報告されており、対応内容について本事業の参考になる情報の提供をいただくもの。一事例として一金融機関が担保に所有していた不動産が所有者死亡のまま放置され欠損処理されたものが販売できずに凍結されたままの状態にある物件がある等）
- ・専門家委員のM氏は、近年居住者アンケートの作成と解析に関わっていただいた
- ・専門家委員のI氏は、一昨年の地域住民ワークショップに参加しており、その経験から地域住民が「公園」の設置を望んでいることを踏まえ、地域福利増進事業のプランニングに関わってもらおう予定だった

3) 実施における課題

地域福利増進事業の扱いについては、旭川市も検討を始めたばかりなので時間を要する状況であり、住民の合意を大切にすべきとの見解である。

(集会やワークショップを企画すべきだが現時点では難しい。近年居住者アンケートの結果は反映できる)

また、専門家会議でも住民の意向を十分に反映できていないのではという懸念が出されている。

(6) 取組内容のまとめ

① 本取組で得られた成果・知見

本取組では、地域の「空き地」の実態と所有者の状況が把握できた。

行政（旭川市）は、本事業への理解は示しつつも、「地域福利増進事業」の経験がないために取り扱いに苦慮しているため、今後とも検討会議などを継続し、連携を進めていくことになっている。

専門家委員は事業推進のアドバイスや協力をしていただき、アンケートの実施や所有者情報の収集など多くの成果を得ることができた。

② 本取組の課題

1つは、住民の意向を反映するための取組が不十分であり、早急にワークショップなどを実施する必要がある。

2つは、「地域福利増進事業」の実践に向けての諸作業が不十分であり、引き続き旭川市とも連携し、候補地等の所有者探索を進める必要がある。

③ 今後の取組の見通し・スケジュール

■ 所有者探索対象土地に関する取組（令和3年4月～）

- ・探索対象の土地に関する「土地所有者等関連情報提供請求書」の作成・提出
記載内容は、利用目的・箇所選定の理由・住民の合意形成の内容・活用方法・資金計画・管理体制・必要な許認可等が必要となる

■ 地域住民の意向がアンケートで一部反映されているが、ワークショップや検討会議などで詰めていかなければならないのではないかと旭川市から指摘されているため、コロナの終息を踏まえて取り組まなければならない

- ・検討しているワークショップ又は検討会の内容は
 1. 地域に開催の趣旨・内容を掲載したチラシなどで参加を呼び掛ける
 2. 事業イメージの説明資料を作成する
 3. 自治組織役員や子育て世代の代表者は必ず加える
 4. 専門家などにファシリテータを依頼して住民の意向を引き出す
- ・探索により判明した所在者不明土地の鑑定申請の準備をする
(旭川市との協議を十分行いながら進める)